

令和4年 第2回定例会

高山村議会会議録

令和4年6月2日 開会

令和4年6月8日 閉会

高山村議会

令和四年第二回〔六月〕定例会

高山村議会会会議録

令和四年第二回〔六月〕定例会

高山村議会会会議録

令和四年第二回〔六月〕定例会

高山村議会会会議録

令和四年第二回〔六月〕定例会

高山村議会会会議録

令和四年第二回〔六月〕定例会

高山村議会会会議録

令和4年第2回高山村議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月2日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○村長挨拶	3
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○報告第1号の上程、説明、質疑	5
○報告第2号の上程、説明、質疑	6
○報告第3号の上程、説明、質疑	7
○報告第4号の上程、説明、質疑	7
○報告第5号の上程、説明、質疑	8
○報告第6号の上程、説明、質疑	9
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第1号の上程、説明	13
○議案第2号の上程、説明	14
○議案第3号～議案第7号の一括上程、説明	15
○陳情書等について	18
○一般質問	19
1番 後藤明宏君	19
6番 山口英司君	22
4番 後藤肇君	24

○休会について	27
○散会の宣告	27

第 2 号 (6月8日)

○議事日程	29
○本日の会議に付した事件	29
○出席議員	29
○欠席議員	30
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	30
○事務局職員出席者	30
○開議の宣告	31
○陳情第9号の審査結果報告、質疑、討論、採決	31
○陳情第10号の審査結果報告、質疑、討論、採決	33
○議案第1号の質疑、討論、採決	34
○議案第2号の質疑、討論、採決	35
○議案第3号～議案第7号の質疑、討論、採決	36
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
○委員会の閉会中継続調査(審査)申出書について	49
○議員派遣について	50
○閉会の宣告	50
○署名議員	51

令和 4 年 6 月 2 日（木曜日）

（ 第 1 号 ）

令和4年第2回高山村議会定例会

議事日程(第1号)

令和4年6月2日(木) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 令和3年度高山村一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第 4 報告第 2号 令和3年度高山村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 報告第 3号 令和3年度高山村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 4号 令和3年度高山村土地開発事業特別会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 5号 令和3年度高山村土地開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 8 報告第 6号 令和3年度高山村農業用水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 9 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(高山村税条例の一部改正)
- 日程第10 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて(高山村国民健康保険税条例の一部改正)
- 日程第11 議案第 1号 高山村国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 2号 高山村介護保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 3号 令和4年度高山村一般会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第 4号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第 5号 令和4年度高山村介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第 6号 令和4年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第 7号 令和4年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 陳情書等について
- 日程第19 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	後藤明宏君	2番	佐藤晴夫君
3番	林和一君	4番	後藤肇君
5番	野上富士夫君	6番	山口英司君
7番	平形眞喜夫君	8番	奈良哲男君
9番	小林進君	10番	林昌枝君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	平形郁雄君
教育長	山口廣君	総務課長	後藤好君
会計管理者兼 税務会計課長	本間尚也君	住民課長	飯塚欣也君
保健みらい 課長	割田信一君	農林課長	平形英俊君
建設課長	飯塚優一郎君	地域振興課長	林隆文君
教育課長	金井等君		

事務局職員出席者

議会事務局長	小池正浩	書記	林大生
--------	------	----	-----

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。
ただいまから、令和4年第2回高山村議会定例会を開会します。
-

◎村長挨拶

- 議長（林 昌枝君） 最初に、村長より議会招集の挨拶をお願いします。
村長。

- 村長（後藤幸三君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第2回高山村議会定例会の開会に当たり、議会招集の挨拶を申し上げます。

公私ともご多用のところ議員全員のご出席を賜り、ここに村議会定例会が開催されますことに、心より感謝を申し上げます。

去る3月20日に執行されました高山村村長選挙においては、皆様方に多大なご支援をいただき、引き続き村政を担わせていただくこととなりました。村民のさらなる福祉の向上を目指し、全庁一丸となって努めてまいります所存でございます。議員各位におかれましても、なお一層のご理解、ご協力をいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

全国的に人口減少社会となり、少子高齢化が加速している中、本村もこの4月1日に過疎地域に指定されたところでございます。現在、過疎地域持続的発展計画を策定中ですが、過疎地域から脱却を図るためには、子育て環境・教育環境のさらなる充実、村営住宅の整備など住環境のさらなる充実、通勤・通学アクセスのさらなる向上を図り、高山村に定住するための魅力を高めていかなければなりません。

懸案となっていた観光交流施設、たかやま未来センターさとのわも、9月にはグランドオープンを迎える運びとなりました。今後は、この施設の運営を軌道に乗せていくことが課題となりますが、この施設を有効活用し、観光面での魅力も高めていかなければなりません。

併せて、農業後継者問題、耕作放棄地問題の解決に向けて取り組むとともに、耐震診断の結果、耐震性能ランクが著しく低かった役場庁舎の建て替えなども進めていかなければなりません。

ません。さらには、国・県とともに、新型コロナウイルスの影響長期化による減収、ロシアによるウクライナ侵攻等による物価高騰などに対する対策に加え、低炭素社会に向けての取組も進めていかなければなりません。

限りある財源の中ではありますが、可能な限りこうした様々な課題に対し積極的に取り組んでまいり所存でございます。これらを着実に実行することが、地方創生に、ひいては住民福祉の向上につながるものと考えております。引き続き、笑顔で輝く高山村を目指し、村政を進めてまいりたいと思っております。

重ねてのお願いとなりますが、議会、執行部一丸となって諸課題に取り組んでまいりたいと思っておりますので、特段のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会の提出議案等は、報告8件、承認2件、議案7件となります。ご審議をお願い申し上げて、議会招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（林 昌枝君） 本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（林 昌枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番、林和一議員及び4番、後藤肇議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（林 昌枝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月8日までの7日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から6月8日までの7日間と決定しました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（林 昌枝君） 日程第3、報告第1号 令和3年度高山村一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 報告第1号 令和3年度高山村一般会計継続費繰越計算書の報告について、説明を申し上げます。

継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終わらなかったものは、当該継続費の継続年度の終わりまで通次繰り越して使用することができるという地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和3年度から令和4年度に繰り越して実施する継続事業について報告するものでございます。

まず、村史編さん事業でございますが、令和元年度から令和4年度までの継続事業としているものでございます。既にまとめの段階に入っており、今年度中には事業完了となる見込みでございます。

次に、こども園増改築整備事業でございますが、令和3年度から令和4年度までの継続事業としているものでございます。本事業については、令和4年5月31日に引き渡しを行い、既に完了しております。

最後に、給食センター増改修整備事業でございますが、令和3年度から令和4年度までの継続事業としているものでございます。工事による学校給食への影響を極力抑制するため、夏休み中をメインとした工事を予定しております。事業完了は9月末を予定しております。

以上、3件についてご説明申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（林 昌枝君） 日程第4、報告第2号 令和3年度高山村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 報告第2号 令和3年度高山村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、説明を申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき、年度内に支出が終わらなかった歳出予算の経費を繰越明許費とした事業について、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

各事業の完了見込みでございますが、住基システム改修事業は、令和4年12月31日を見込んでおります。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業は、9月30日を申請期限としております。その後の支払いをもって事業完了となります。

子育て世帯等臨時特別支援事業は、既に事業完了しております。

小規模農村整備事業は、3件ともに本年度中の事業完了を予定しております。

県単林道事業は、2件ともに6月30日までの工期として進めているところでございます。

橋りょう長寿命化事業は、本年度末の事業完了を予定しております。

以上、9件についてご説明申し上げて、報告とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号を終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（林 昌枝君） 日程第5、報告第3号 令和3年度高山村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 報告第3号 令和3年度高山村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、説明を申し上げます。

地方自治法第220条第3項の規定に基づき、事故のため年度内に支出が終わらなかった歳出予算の経費を事故繰越とした事業であります。同法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

なお、事故繰越しとして翌年度へ繰り越す額は、外構等整備工事に係るものとなります。

観光交流館整備事業は、令和元年度に着工し、当初、令和2年度の完成を見込んでおりましたが、令和3年度、さらに令和4年度へと繰越ししての事業実施となってしまいました。議員各位をはじめ、村民の皆様には大変ご心配をおかけいたしました。施設名称も「たかやま未来センターさとのわ」と決定し、本年9月17日にグランドオープンできる見通しとなりました。

以上、ご報告とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号を終わります。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（林 昌枝君） 日程第6、報告第4号 令和3年度高山村土地開発事業特別会計継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 報告第4号 令和3年度高山村土地開発事業特別会計継続費繰越計算書の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和3年度から令和4年度に繰り越して実施する継続事業について報告するものでございます。

事業内容ですが、令和3年第4回定例会において2か年の継続費として可決いただいた事業で、令和3年度から2か年の継続事業として本宿田中地区宅地造成工事として発注しております。事業用地内に居宅等があり、現地の測量業務等を2か年において実施するため、令和3年度継続予算額を令和4年度に逓次繰越しするものでございます。現在は、居宅等も撤去され更地となっております。測量業務等を進めておるところでございます。

以上申し上げます、ご報告とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号を終わります。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（林 昌枝君） 日程第7、報告第5号 令和3年度高山村土地開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 報告第5号 令和3年度高山村土地開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき、年度内に支出が終わらなかった歳出予算の経費を繰越明許費とした事業について、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

事業内容ですが、令和3年第4回定例会において可決いただいた事業で、本宿田中地区宅

地造成事業用地として2筆の用地取得を進めてまいりました。令和3年度において、畑1筆について用地取得が完了しておりますが、残り宅地1筆については、事業用地に居宅等があり更地にすることが年度内に終わらなかったため、令和4年度へ繰り越すものでございます。現在は更地となっており、用地取得を進めております。

以上申し上げまして、報告といたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第5号を終わります。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（林 昌枝君） 日程第8、報告第6号 令和3年度高山村農業用水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 報告第6号 令和3年度高山村農業用水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき、年度内に支出が終わらなかった歳出予算の経費を繰越明許費とした事業について、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

1款1項施設管理費で2件ございます。

まず1つが、高山村揚水場遠隔監視システム落雷被害修繕工事でございますが、こちら昨年7月に、雷被害により高山揚水施設地下にある遠隔制御装置が故障してしまい、令和3年第3回定例会において、9月補正により198万円を増額補正により予算措置をさせていただきましたが、コロナ禍及びロシア軍のウクライナ侵攻の影響により、制御盤の部品が海外から入荷してこなくなり、全額を繰越いたしました。まだ部品入荷の目途は立っていないようです。

2つ目が、農村地域防災減災事業でございますが、こちら国の補正予算により、令和4年度事業を前倒しして行うことになり、農業用ため池7か所の劣化状況評価調査を行うため、令和4年第1回定例会において、3月補正により1,940万円を増額補正により予算措置をさせていただきましたが、全額を繰り越しました。こちら入札により、4月25日付で株式会社黒岩測量設計事務所と1,749万円で契約を結び、工期が令和5年3月24日までとなっております。

以上、2件についてご説明を申し上げ、報告とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第6号を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第9、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（高山村税条例の一部改正）を議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

承認第1号につきましては、上位法令である地方税法等を一部改正する法律が、令和4年3月31日に公布され4月1日に施行されたことにより、高山村税条例の一部を改正する必要性が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和4年3月31日に専決処分を行いましたのでこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

改正の内容については税務会計課長に説明させますので、ご承認くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（林 昌枝君） 会計管理者兼税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（本間尚也君） それでは、令和4年3月31日に専決処分した高山村税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

先ほど村長の説明にありましたように、今回の改正は上位法令である地方税法等の一部改正が行われたことにより、本村税条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、議案書は15ページ、新旧対照表は1ページからご覧いただけます。

まず、第34条の7の改正は、特定民法法人に対する寄附金税額控除の対象となる経過措置が終了したため、削除となります。

第48条の改正は、法人税の申告納付の改正に伴う規定の整備で、条文中の項ずれを反映するものです。

第73条の2の改正では、固定資産台帳の閲覧に「ただし書の措置を講じたものを含む」を加えるものです。これは、DV被害者等の住所に代わる事項を表示したものを閲覧に供することができるようになるものです。

第73条の3の改正では、固定資産台帳に記載されている事項の証明書の交付に「ただし書の措置を講じたものを含む」を加えるものです。ただし書の内容は、先ほどと同様となります。

附則第10条の2、第3項から27項の改正では、法改正に伴う条文中の項ずれを反映し、新たに、25項に貯蓄機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例を新設し、割合を4分の3とするものです。

附則第10条の3では、省エネ改修工事を行った住宅に対する固定資産税の減免の改正に伴う規定の整備です。

附則第12条では、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%とするものです。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（高山村税条例の一部改正）を採決します。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第10、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（高山村国民健康保険税条例の一部改正）を議題とします。

本件について、説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 専決処分の承認を求めることについて、説明を申し上げます。

承認第2号につきましては、上位法令である地方税法施行令を一部改正する法律が、令和4年3月31日に公布され4月1日に施行されることにより、高山村国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和4年3月31日に専決処分を行いましたのでこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

議案書は19ページ、新旧対照表は9ページをご覧ください。

改正の内容ですが、第2条第2項及び第23条第1項は、国民健康保険税の基礎課税額の限度を63万円から65万円に、第2条第3項及び第23条第1項は、後期高齢者支援金等課税額の限度を19万円から20万円に引き上げるものでございます。

次に、附則第2項では、「同条中」を「同項中」に改めるものでございます。

ご承認くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

3番、林議員。

○3番（林 和一君） 今回、限度額の変更がされるということになりますけれども、村全体として、今、現状で分かる範囲で、影響が及ぼすのがどのくらいのものか分かりましたら、ご説明いただけますか。

○議長（林 昌枝君） 課長。

○会計管理者兼税務会計課長（本間尚也君） 私のほうから説明させていただきます。

こちらの改正によりまして、先ほどの資料にありまして、国民健康保険税の基礎課税額の限度が63万円から65万円に、そして、介護分につきましては、今回は据置きでございまして、後期高齢者の支援金の課税の限度額が1万円上昇いたします。

そして、この影響についてでございますが、まだ令和4年度につきましては課税処理が行われていませんので、令和3年度の課税情報を基に計算いたしましたところ、この限度額に、令和3年度で限度額に達していた世帯が9世帯ございました。こちらの世帯が、限度額が新しい改正後に引き上げられたことによりまして、対象世帯が6世帯。3世帯が限度額まで届かない状態となりまして、そして、実際にこの差の3世帯につきましては限度額未満でございますが、残りの6世帯は限度額に達しておりますので、この差額で税収的には幾ら増額するかというのをおおよそ計算いたしますと、合計いたしまして約14万円の税の増額となる試算でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（高山村国民健康保険税条例の一部改正）を採決します。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第11、議案第1号 高山村国民健康保険税条例の一部改正につい

てを議題とします。

本件について、説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第1号 高山村国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

令和2年4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により、一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行うとされたことを踏まえ、令和2年高山村条例第32号にて規定の整備を行い、令和2年度、3年度において、保険税の減免を行ってきたところでございます。

令和4年度においても、国では、保険者が被保険者に行う減免措置に対し財政支援を行うとのことから、今回、改めて規定の整備を行うものでございます。

改正の内容は、令和4年度における取扱いとして、令和4年4月1日より令和5年3月31日までの間に納期限がある令和4年度分の保険税の減免を行った場合とする規定の整備でございます。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第12、議案第2号 高山村介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第2号 高山村介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の23ページをご覧ください。

今回の一部改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる方の

減免期間を新たに1年間延長するものでございます。なお、現在まで、減免の申請はございません。

施行期日等につきましては、この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものでございます。

また、経過措置として、令和3年度以前の年度分の保険料に対する減免につきましては、なお従前の例によるものでございます。

慎重審議をいただき、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第3号～議案第7号の一括上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第13、議案第3号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第1号）から、日程第17、議案第7号 令和4年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第1号）までの5議案を一括議題とします。

本件について、説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第3号から議案第7号まで、一括して説明を申し上げます。

最初に、議案第3号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に1,060万8,000円を追加し、予算総額を30億1,360万8,000円とするものでございます。

本補正による主な新規事業について、説明申し上げます。

まず、二酸化炭素排出実質ゼロへの取組として、環境省の地域脱炭素移行・再エネルギー推進交付金を活用し、脱炭素まちづくり事業に着手したいと考えております。

この交付金を受けるためには、まず、脱炭素先行地域としての指定を受け、その後、改めて事業採択を受ける必要があります。先行地域の指定を受けるための調査・計画策定費用

1,385万4,000円を本補正予算に計上させていただきました。この事業は、国が令和3年度の補正予算で打ち出したものであり、当初予算に組み込むことができなかつたため、本補正予算に計上させていただいたものでございます。

その他、新型コロナウイルス感染症関連事業として、令和4年度の子育て世帯生活支援事業特別給付金、60歳以上の方や基礎疾患のある方などを対象とした4回目のワクチン接種費用など、新たに計上してございます。

その他の補正内容については、後ほど総務課長に説明させます。

議案第4号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に55万8,000円を追加し、予算総額を4億7,418万4,000円とするものでございます。

補正予算の概要といたしまして、保険給付費等交付金では、新型コロナウイルス感染症に罹患した被保険者等に対する傷病手当金の支給に係る期間が令和4年6月30日まで延長されたことによる国の財政支援として、また、国保連合会保険給付費等交付金普通交付金余剰金精算金では、令和3年度2月診療分の医療費の額が確定したことに伴う増額でございます。

続きまして、議案第5号 令和4年度高山村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に5,000円を追加し、予算総額を4億9,567万3,000円とするものでございます。会計年度任用職員1名分の共済費の負担料率の改正に伴うものでございます。

続きまして、議案第6号 令和4年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から230万9,000円を減額し、予算総額を6,453万円とするものでございます。人事異動に伴う職員の給料・手当等の減額でございます。

続きまして、議案第7号 令和4年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から291万7,000円を減額し、予算総額を1億5,207万8,000円とするものでございます。人事異動に伴う職員の給料・手当等の減額でございます。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） 議案第3号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。

本補正では、4月の人事異動に伴う人件費を反映させております。

全体では、正職員等が1名減、再任用短時間勤務職員が1名減、会計年度任用職員が2名増となっており、給与費、共済費合わせて409万7,000円の減となっております。なお、費目ごとの人件費の説明は割愛させていただきますので、ご了承願います。

それでは、まず歳出から、主な項目について説明をさせていただきます。

事項別明細書11ページをご覧ください。

2款1項1目感染症対応事業（総務）は、事業者として新型コロナウイルスの抗原検査キット50回分を試験的に購入するものとなります。

15ページをご覧ください。

3款1項1目感染症対応事業（保健福祉センター）は、感染拡大防止のための消耗品及び空気清浄機などの備品を購入するものとなります。なお、この事業に要する費用は、全額国庫支出金が充当される予定でございます。

次に、3款1項2目保健センター施設管理事業は、給湯器が故障してしまったため、その修繕費用となります。

16ページをご覧ください。

3款2項2目子育て世帯生活支援特別給付金事業（その他世帯分）は、令和4年度の新規事業として、低所得の子育て世帯に対する特別給付金支給に要する費用及び過年度に実施した同事業の精算還付金となります。なお、特別給付金の支給に要する費用は、全額国庫支出金が充当されることとなります。

19ページをご覧ください。

4款1項2目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業及び20ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業は、4回目のワクチン接種に要する費用で、全額国庫支出金が充当されます。また、接種体制確保事業では、過年度に実施した同事業の精算還付金も計上しております。

4款1項5目脱炭素まちづくり事業でございますが、概要については先ほど村長から説明がございましたが、審議をいただく中で、担当課より詳細な説明をさせていただきたいと思っております。

21ページをご覧ください。

就農支援・農的魅力開発支援事業は、貸し農園として借り受けた遊休農地の整備を行うものとなります。

22ページをご覧ください。

6款1項4目公共牧場運営管理費は、世界情勢の影響を受け、採草地への肥料が高騰したため、増額するものとなります。

23ページをご覧ください。

感染症対応事業（指定管理施設）は、コロナ禍における指定管理者支援として、飛沫防止パーティションを購入するもので、全額国庫支出金が充当されます。

次に、自然休養村管理センター撤去事業は、解体工事に伴う設計業務委託料となります。

歳出についての説明は以上となります。

最後に、歳入の主な項目について説明させていただきます。

事項別明細書8ページをご覧ください。

15款2項4目二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金990万円は、脱炭素まちづくり事業に充当するもので、補助率は4分の3となっております。

なお、本補正に係る財政調整基金からの繰入金は、470万4,000円の減となります。全体として増額補正となりましたが、中学生海外派遣事業など、大部分を一般財源に依存している事業が減額となり、補助事業が増加したことにより、結果として財政調整基金の取崩し額が抑えられたこととなります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎陳情書等について

○議長（林 昌枝君） 日程第18、陳情書等についてを議題とします。

本日までに受理した陳情書等は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告をいたします。

暫時休憩といたします。

11時から再開しますので、よろしくお願いします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

◎一般質問

○議長（林 昌枝君） 日程第19、一般質問を行います。

◇ 後 藤 明 宏 君

○議長（林 昌枝君） 最初に、1番、後藤明宏議員の発言を許可します。

後藤議員。

〔1番 後藤明宏君登壇〕

○1番（後藤明宏君） 議長より質問の許可をいただきましたので、2つの質問をさせていただきます。

最初に、去る4月28日、上毛新聞に高山村中学生海外派遣の対象生徒、進学先の研修に補助という見出しがありました。内容は、コロナ禍にて、オーストラリアへの中学生海外派遣が中止になり、現在、高校1年生と中学3年生、該当する58人に、高校や専門学校が主催する海外研修などへの参加費の半額を負担するとの記事でした。該当生徒にとって素晴らしい補助策だと思います。そして、その日に、本年度の中学2年生の海外派遣中止の連絡も入りました。しかし、高校や専門学校での海外研修の機会は少なく、補助制度を大学生の海外留学の一部補助まで拡大し、コロナ禍、高山中学校に在籍した生徒に、海外体験を通して将来に役立てていただきたいと思います。教育長の考えをお伺いいたします。

○議長（林 昌枝君） 教育長より答弁を求めます。

教育長。

○教育長（山口 廣君） 後藤明宏議員の質問にお答えします。

中学生海外派遣がコロナ禍により中止になった生徒について、本年度、高等学校などが主催する修学旅行や海外研修に半額を補助することとしました。

現在、補助の利用について問い合わせが来ていますが、今後3年間または5年間の間に、何人くらいがこの補助を利用するか、現段階では分かりません。まず、高等学校での利用状況を見ていきたいと考えております。

ですので、現段階では、大学などが実施する海外研修についての補助については検討していません。

今は、来年度の中学2年生が海外派遣に参加できるよう、関係者と情報を共有し、実現に向けて努力していきたいと思っています。

以上、後藤明宏議員の質問に対する答弁といたします。

○議長（林 昌枝君） 後藤明宏議員。

○1番（後藤明宏君） 若い頃の旅や体験、異文化交流は、将来に影響を与える素晴らしい機会だと思います。今後、いつ海外派遣が再開されるかはまだ分かりませんが、中止になった生徒には、そんな希望と機会を持たせてやれる補助制度にしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 引き続き、1番、後藤明宏議員の発言を許可します。

〔1番 後藤明宏君登壇〕

○1番（後藤明宏君） 続きまして、たかやま未来センターさとのわのオープンが9月になりました。大幅な工事の遅れに、浄化槽・受水槽側の客土1メートルほどの埋戻し追加工事が令和4年度に繰り越され、繰越事業分、埋戻し費用の繰越し、または、追加予算の計上がありませんでしたが、その歳出説明をいただきたい。

また、本年1月までは、さとのわ4月オープンで進んでいましたが、3月に入り5月オープン、4月の説明にて7月オープンとなり、現在、9月オープンにて計画が進んでおります。

なぜ客土の埋戻し工事が令和4年度に繰り越されるほど遅れたのでしょうか。このようなことが起こらないための設計であり、図面があるはずだと思いますが、執行部で考えられる遅れの最大の原因はどこにあるとお考えでしょう。

○議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 後藤明宏議員の一般質問について、お答えをいたします。

さとのわの浄化槽・受水槽設備設置等の工事については、令和3年第3回定例会において契約金額について可決いただき、令和4年第1回定例会において本体工事周辺の埋戻し等の追加工事について、当初の契約金額6,435万円に458万7,000円増額し、合計6,893万7,000円とする契約金額の変更について可決していただきました。

追加工事の予算の内容について、説明申し上げます。

浄化槽・受水槽側の埋戻し等の追加工事の増額分については、観光交流館整備事業の入札差金等により、令和3年度の残予算の範囲内において支出をしております。

また、外構等整備の工事については、別工事のため令和4年度の繰越し事業として、先ほど報告いたしました報告第3号の提案理由のとおりとなり、前払金を除いた契約金額を令和3年度の予算内において令和4年度に事故繰越しするものでございます。

最後に、たかやま未来センターさとのわのグランドオープンの遅れの最大の原因といたしましては、さとのわの本体工事と外構等整備工事を分離発注し、同時進行での工事形態として進めたいところでしたが、最終的な工事が土工事となり、埋戻しについても小スペースの中での工事となり、また、冬場の工事ということも重なったことから工期延長の一番の要因となります。村民をはじめ議員各位には大変ご心配をおかけしたことに對し、深くおわびを申し上げます。

現在は、9月17日のグランドオープンに向けて、開発検査及び建築確認検査について、発注者と受注者で協議及び確認しながら外構工事を進めております。

以上、後藤明宏議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） 後藤明宏議員。

○1番（後藤明宏君） 追加工事の歳出ですが、一般にいう内部留保的な予算があったというわけではないわけですね。予算内で一応収まるということで理解いたしました。

オープンの遅れに関して、私は、建物の基礎工事が仕上がった段階で、客土の埋戻しが必要かどうかは、現場監督は図面と照らし合わせれば分かっていたはずだと思います。役場側で、どれだけ図面と現場を把握した工事責任者と打ち合わせを行ったか、建設に当たり、役場建設課との連携は取れていたのかと、今後の事業に対してもこのようなことのないよう注意していただきたいと思います。

◇ 山 口 英 司 君

○議長（林 昌枝君） 次に、6番、山口英司議員の発言を許可します。

6番、山口議員。

〔6番 山口英司君登壇〕

○6番（山口英司君） 議長に一般質問の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

私は、令和元年第4回定例会において、防災対策を万全にさせていただきたいということから、台風19号被害と防災対策についてと題し、過去に一般質問をしています。ここで再度、防災対策について質問をいたします。

近年はゲリラ豪雨や大型台風など、異常気象を原因とした水害や土砂災害が発生し、自分の身は自分で守る自助や、近所の人等と助け合う共助による取組を進めることが大切だと言われています。このため、地域住民同士で防災について考え、対策を考えておく地区防災計画制度が創設されています。

そこで、地区防災計画について、村はどのように捉えているか。その考えと今後の取組について伺いたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 山口議員からのご質問にお答えいたします。

従来、防災計画としては、国レベルの総合的かつ長期的な計画である防災基本計画と、地方レベルの都道府県及び市町村の地域防災計画を定め、それぞれのレベルで防災活動を実施してまいりましたが、平成23年に発生した東日本大震災においては、自助・共助・公助がうまく働かなかったことが認識されました。

その教訓を踏まえ、平成25年、災害対策基本法では、自助及び共助に関する規定が追加されました。その際、地域コミュニティにおける防災活動の推進の観点から、市町村内の一定地区の居住者及び事業者等が行う、自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設されたところでございます。

地区防災計画を作成する目的は、地域防災力を高めて、地域コミュニティを維持、活性化することにあります。単に村が作成する地域防災計画の下に、各地区に落とし込んだ計画を作成するというのではなく、地区居住者等により、自発的に、地区居住者等の意向が強く

反映されるボトムアップ型の計画が求められております。要は、自分たちで作成することにより実効性のある計画となり、計画の策定を通して住民一人一人が自分や家族の命は自分で守るという意識を強く持っていただくということを基本方針としております。

具体的には、各地区での組織づくり、作業スケジュールの作成、過去にあった災害事例や地形などの地域特性の把握を行った後、計画の作成、地区住民への計画配布といった流れとなります。

当然のことながら、地区で作成するということになれば、行政が積極的に支援していかなければなりません、あくまで作成の主体は住民であるため、相当の労力がかかることとなります。また、作成後も訓練や有事の際の活動など、負担がかかることが予想されるため、地区における合意形成ができるかどうかは課題になると思います。

しかしながら、近年の例を見ても、大規模災害においては行政主体の避難支援に限界があることは明らかであり、激甚化する災害に対し地区防災計画は、地域の防災力向上や有事の際に迅速な行動に移すための指標として、大変有効であると考えております。

比較的災害の少ない当村にあっては、住民の防災意識が必ずしも醸成されているとは言えない状況にあるのではないかと考えております。まずは、自宅周辺にどのような危険があるのか、発災時の避難場所と避難経路はどうかなど、防災に対する関心を持ってもらうために、村が作成した地域防災計画やハザードマップなどを活用しながら、防災に対する意識向上を図ってまいりたいと考えております。

以上、山口議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

○6番（山口英司君） 村長から答弁をいただきましたが、やはり地域防災の主体は、行政側でなく住民の側だと、そういうことだというふうに理解をいたしました。

そこで、地域防災力の向上や住民が行うべき要点としては、一つとして、その地域で過去にどんな災害が起きているのかといった災害履歴の確認や、これからどのような災害がどのような規模で起こり得るかといった災害リスクを知ること、そして、その災害にどう対応するのか、防災計画の立案とマニュアルを作成し役割分担を決めること、それから、計画が決まったら、その計画に基づいて訓練を実施すること。ポイントは、一人でも多くの住民に参加してもらうことです。これは、村長の答弁の中にもありました。

以上、3つの要点を実践することで、地区防災計画の骨子が出来上がると思います。地区防災計画の目的は、住民自らで話し合い作成するものですが、自主防災組織の結成や運営に

ついて、ある程度、行政が主導していかなければならないと思います。

高山村は災害が少なく、比較的、安全・安心な村という感覚を持っている方が多いと思いますが、災害は忘れた頃にやってくるとも言われています。

季節は梅雨入り間近になり、局地的な豪雨をもたらす線状降水帯の発生が心配されます。その後には、台風シーズンもやってきます。令和元年10月の大型で猛烈な台風19号の影響で、県内各地で大きな被害が発生、高山村では初めての避難勧告が発令されました。ふれあいプラザを中心に、合計96名の方が実際に避難をされています。

地区防災計画を活用して、いざというときに、地域ごとに効果的な防災活動を実施できるようにすることが重要です。また、行政においては、避難所開設等の準備、手順を再度確認いただき、いざというときのために、災害対策について万全の態勢を整えていただくことも重要と考えます。

以上で一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◇ 後 藤 肇 君

○議長（林 昌枝君） 次に、4番、後藤肇議員の発言を許可します。

〔4番 後藤 肇君登壇〕

○4番（後藤 肇君） 続けて、一般質問をさせていただきます。

村長3期目の抱負について、私はお伺いしたいかなと思います。

まずは、3期目当選おめでとうございます。

3期目の村政執行に当たり、8項目の抱負がありました。その中の次の項目について、今後4年間の取り組む方向や具体的方策をお尋ねいたします。

1、法人組織による農業経営。

2、小規模の宿泊施設。

以上、2点をよろしく願います。

○議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 後藤肇議員からの2つの質問についてお答えいたします。

まず、1つ目の法人組織による農業経営についてですが、中山間地域では傾斜地が多く存

在し、圃場の大区画化や大型農業機械の導入、農地の集積・集約化が容易でないため、生産性の向上が平地に比べて難しく、人口減少や高齢化による担い手不足と相まって、営農条件面では不利な状況にあります。

また、野生鳥獣の生息地となる山林と農地が隣接することから、平地に比べて農作物の鳥獣被害を受けやすく、荒廃農地が発生しやすい環境にあります。

このため、中山間地域における持続可能な農業の展開に向けて、地域の農業を支え力強く成長する農業を実現するためには、地域農業の核として活躍している認定農業者や集落営農組織等の意欲のある担い手が、法人化により安定した経営基盤を確立し、企業的な経営体へと発展していくような支援や、6次産業化の推進により、農業所得向上が図られるよう支援していくことが、重要です。

また、併せて、圃場の整備未整備地区における農地について、圃場整備ができるよう、国・県等と連携をしながら、なるべく土地所有者の方の負担を減らせるような財政支援も検討していかなければならないと思っております。

次に、2点目の小規模の宿泊施設についてお答えいたします。

村を離れた人が気軽に宿泊できる場所、また、観光やビジネスで来村された方が利用できる宿泊施設の整備につきましては、村民の方や村外から訪れる方等の建設要望の声が多く聞かれておるところでございます。

利用される方のニーズに応えられる施設を考えますと、一人でも、家族や友人、また、グループでの宿泊等で、ゆっくりくつろいでおいしいものを食べられるなどの多様なプランを用意した、ツインで10ルームくらいの小規模な施設が整備できればよいのではないかと考えておるところでございます。

以上、2点について申し上げましたが、これらの事業を具体的なものとするためには、相当な準備が必要となるわけでございますが、村民皆様をはじめ議員各位、また、関係機関との連携、ご意見を伺いながら進めていかなければなりません。

私が掲げさせていただきました抱負が、村民福祉の増進につながるものと自負しておるところでございます。実現に向けては、粉骨砕身の覚悟で努力してまいる所存でございます。

以上申し上げまして、後藤肇議員からの一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

まず、1点目の農業法人関係に関して、ちょっと気づいたところをお話しさせていただき

ればと思います。

まず、村長のお話の中で、活躍している人とか認定農業者を中心というお話がございました。この活躍している人というのが、今の、実質、高山で水田を作っておられる方などを指しているのかなという気がするわけですね。こういう人たちと、よく話し合いの場、特に私も農業委員会に少し参加させていただいた中では、そういう方との対話、そういうものがなかなかなかったような気がするわけですね。ですから、そういうものを生み出して行って、その中から法人になるような努力をぜひしていただきたい、そのためには、執行部としてもそれに対して補助はしていただいているんですけども、より一層の、やはり魅力ある方向を見出していきたいというのが、私の今の考え方なんです。そのためには、今この時期、田植えで一番忙しい時期なんですけれども、終わって一段落した後には、ぜひそういった対話集会などを持っていただく、その中で、こういう、さっき村長がお話したようなお話をぜひしていただいて、前向きに進めていくのに協力していただくリーダーシップをつくっていただきたいかなというのを、まず思ったところです。

それと、2点目のところ、宿泊施設について、たしか高山、本当にちょっと、泊まるコテージあるんですけども、そういったところがないわけです。それで民宿を自主的にやられている方もいるんですけども、コロナ禍においてかなり制限されちゃっているというところがありますので、その辺も、やはりさっき言った対話の中で、どういった方向を出していくか、どういう方向を示していくか、そういうものをぜひ見出して、それを実行していく、それに執行部として、ぜひバックアップをしていただきたい。そうしないと、こちらで一方的に宿泊施設をつくっても、なかなかそれにマッチして、ある年代層はそれなりに来ていただけてますけれども、やはり100%とはいかず、50、60の宿泊率がないと、なかなか経営というのは難しいかなと思いますので、その辺も踏まえて、早急に今度は考えていただかないと、やはり厳しいあれになるのかなんていうことを考えますので、ぜひその辺を見出せるような方向づけを早急に出していただきたいし、協力していききたいかなと思いますので、ぜひその辺を早急に何らかの方向で見出していただければというのを感じました。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 以上で一般質問を終わります。

令和 4 年 6 月 8 日（水曜日）

（ 第 2 号 ）

◎休会について

○議長（林 昌枝君） お諮りします。議案調査及び審査等のため、6月3日から6月7日までの5日間、休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、6月3日から6月7日までの5日間、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（林 昌枝君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、次回の本会議は、6月8日水曜日午前10時から再開しますので、定刻までにご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

本日は、これで散会します。

散会 午前11時29分

令和4年第2回高山村議会定例会

議事日程（第2号）

令和4年6月8日（水）午前10時開議

- 日程第 1 陳情第 9号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書を提出いただききたき件について
- 日程第 2 陳情第10号 後期高齢者の医療費窓口負担2割化実施の凍結についての陳情について
- 日程第 3 議案第 1号 高山村国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 2号 高山村介護保険条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 3号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第 4号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第 5号 令和4年度高山村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 6号 令和4年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 7号 令和4年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第 8号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について
- 日程第12 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	後藤明宏君	2番	佐藤晴夫君
3番	林和一君	4番	後藤肇君
5番	野上富士夫君	6番	山口英司君
7番	平形眞喜夫君	8番	奈良哲男君
9番	小林進君	10番	林昌枝君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	平形郁雄君
教育長	山口廣君	総務課長	後藤好君
会計管理者兼 税務会計課長	本間尚也君	住民課長	飯塚欣也君
保健みらい 課長	割田信一君	農林課長	平形英俊君
建設課長	飯塚優一郎君	地域振興課長	林隆文君
教育課長	金井等君		

事務局職員出席者

議会事務局長	小池正浩	書記	林大生
--------	------	----	-----

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

ただいまから令和4年第2回高山村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

◎陳情第9号の審査結果報告、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第1、陳情第9号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書を提出いただきました件ついてを議題とします。

本件は、総務文教常任委員会へ審査を付託しております。委員長の審査結果報告を求めます。

林委員長。

〔総務文教常任委員長 林 和一君登壇〕

○総務文教常任委員長（林 和一君） それでは、付託陳情書の審査結果報告をいたします。

令和4年第2回高山村議会定例会、令和4年6月8日報告、総務文教常任委員長、林 和一。

総務文教常任委員会では、第2回定例会初日に審査を付託された陳情第9号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書を提出いただきました件について、6月2日、本会議終了後委員会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その結果を報告いたします。

提出者は、海事振興連盟会長、衛藤正士郎氏ほか17名であり、構成メンバーを見ても超党派の国会議員で構成されています。

祝日法による国民の祝日は年間に16日あり、「海の日」は海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の反映を願うことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年から施行されています。海の日が祝日とされてから7年後の平成15年からは、法改正により国の経済活動の観点から3連休となる、いわゆるハッピーマンデー制度として7月の第3月曜日とすることと

なりました。

本件の趣旨は、制定に至った歴史的経緯に基づき、外交的信用度も高めるために制定時の状態に固定化すべきであり、「海の日」が毎年変わるようでは諸外国から見て、軸の定まらない国として映るに違いないとしていますが、一連の法改正を決定したのも国会であります。

現在、成人の日、海の日、敬老の日、スポーツの日の4つの祝日がこのハッピーマンデー制度に関係していますが、他のこうした祝日対応には一切触れず、「海の日」だけを元に戻すことが国民の理解が得られるか疑問も感じられます。

3連休となる国民の祝日と休日を重ね合わせた制度は、国民的にも広く定着しており、今となっては国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす問題であります。国権たる一法に関与する権威ある立場も考慮されたいと考えますし、国政選挙において国民に問いかける問題であるとさえ思うところがあります。

一方で、3連休とする扱いは教育に対する時間確保が問題となっているような状況にもあるようであります。国民の多くが3連休による利益を享受しており、提出者が主張する趣旨が本当に受け入れられるものなのか、さらに調査・研究を要するものであるとし、委員会審査の結果としては、全会一致で継続審査とすることに決定をいたしました。

議員各位の賛同をお願い申し上げ、陳情第9号に対する付託陳情書審査結果報告といたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから陳情第9号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書を提出いただきました件について、採決します。

この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、陳情第9号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

◎陳情第10号の審査結果報告、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第2、陳情第10号 後期高齢者の医療費窓口負担2割化実施の凍結についての陳情についてを議題とします。

本件は、総務文教常任委員会へ審査を付託しております。委員長の審査結果報告を求めます。

林委員長。

〔総務文教常任委員長 林 和一君登壇〕

○総務文教常任委員長（林 和一君） 引き続きまして、付託陳情書の審査結果報告を行います。

令和4年第2回高山村議会定例会、令和4年6月8日報告、総務文教常任委員長、林 和一。

さきの陳情第9号同様、定例会初日に審査付託を受けた陳情第10号 後期高齢者の医療費窓口負担2割化実施の凍結についての陳情について審査を行いましたので、その結果を報告いたします。

提出者は、全日本年金者組合群馬県本部執行委員長、平田 仁氏並びに同吾妻支部長、山本 茂氏の連名であります。

本件を審査するに当たり、当該医療制度について理解を深めるため、住民課長の出席を求め、概要の説明を受けました。

陳情の趣旨によりますと、令和3年の通常国会で75歳以上の後期高齢者医療費の窓口負担について、一定以上の所得のある場合、従来の1割負担から2割負担に上げられることが決定しており、実施は本年10月1日からスタートいたしますが、高齢者の医療不安を招くような法改正の実施を凍結してほしいとするものであります。

国会の議論でも指摘された内容として、高齢者の収入に占める医療費負担割合は、若者世代に比べて3倍から4倍程度の重い負担となっているとしています。行政説明では、現在1割負担となっている被保険者の20%が2割負担になってくるということであり、あくまでも参考としてですが、現時点の高山村の状況は、全被保険者が708人で、内訳は、1割負担が682人、3割負担者が26人となっており、試算した場合、1割負担から2割負担となっ

てくる被保険者数は136人になるとのことです。

後期高齢者医療の財源負担の構成を見ますと、本人負担が10%、現役世代の負担が40%、国費で50%となっており、国としては、少子高齢化の進行が急激に進む中で現役世代の負担が大きくなることが想定され、負担能力のある75歳以上の高齢者にもある程度の窓口負担をお願いし、全世代が安心できる社会保障制度を構築する必要があるとしております。

陳情内容も理解できますが、現役世代の負担等、双方の立場に関してさらに調査・研究を要すると判断し、全会一致で継続審査とすることで決定をいたしました。

つきましては、議員各位の賛同をお願い申し上げ、陳情第10号に対する付託陳情書審査結果報告といたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから陳情第10号 後期高齢者の医療費窓口負担2割化実施の凍結についての陳情についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、陳情第10号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第3、議案第1号 高山村国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、6月2日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 高山村国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第4、議案第2号 高山村介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、6月2日に上程され議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 高山村介護保険条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号～議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第5、議案第3号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第1号）から日程第9、議案第7号 令和4年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第1号）までの5議案を議題とします。

本件は、6月2日に一括上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

最初に、議案第3号について質疑を行います。

なお、質疑の際には、ページ及び事業名称など質疑箇所を明示してからお願いいたします。

6番、山口議員。

○6番（山口英司君） 20ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費、脱炭素まちづくり事業です。

気候変動によると考えられる自然災害により、毎年大きな被害が発生し、高山村も例外ではなくなっています。温暖化の強い脅威は、私たちにとって遠い世界のことではなく、現実の問題です。国、県ともに2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの普及拡大に取り組んでいます。

高山村においても、脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガス排出量ゼロ、災害時の停電ゼロなどを盛り込んだたかやま5つのゼロ宣言を宣言しており、さらなる積極的な取組を望むものです。

そこで、今回の補正予算に計上された脱炭素まちづくり事業の脱炭素省エネ推進計画策定業務1,320万円について説明をお願いします。

それと併せ、合計60万円からの視察費用が計上されています。視察目的や視察地についても説明をお願いします。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） どうもお世話になります。山口議員のご質問にお答えをいたします。

脱炭素費のまちづくりの事業なのですが、実際、令和4年、今年1月31日に、本村につきましても県の5つのゼロ宣言に賛同いたしまして、たかやま5つのゼロ宣言を表明しております。また、国におかれましては、先ほど山口議員が申されたとおり、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、2030年の温室効果ガスの排出量を2013年に比べまして

46%削減する目標に向けまして、モデルとして脱炭素の先行地域100か所をつくることを目標にしております。

村のほうも、本村につきましても脱炭素先行100地域に選定を目指しまして、計画策定業務ということで補正予算のほうに計上させていただきました。本来ならば当初予算のほうに計上すべきだったんですが、5月16日に公募ということで、当初予算には間に合いませんでしたので、調査業務ということになるんですが、今年度の補正ということでよろしく願っています。

その計画の業務の中身なんですが、委託を考えております。実際その中で、村でどんな脱炭素計画を作るのかということ、まず今年度で練り上げていく必要があるかと思えます。その中で、基礎情報の収集、現状分析をしながら、村内の住宅とか事業所、あと公共施設の電力の使用状況について分析をするような形になるかと思えます。

それから、収集した基礎情報による将来の温室効果ガスの推計をそれに伴って行います。

そうした調査、分析した結果を基に、脱炭素化に関する将来のビジョン等を作成をしていければと思います。それに基づきまして村民アンケートを実施、村民アンケートが一番重要なんですが、例えば村民の方が脱炭素をどんな形を思っているのか、どんな省エネ部分の設備を希望しているのか、そういう部分の調査をしたいと思えます。それに基づきまして、消エネ導入の目標のロードマップを作成しながら、具体的な実行計画を作っていきたいと思えます。

その実行計画を立てた段階で、環境省のほうに申請業務をするような形になるかと思えます。これが年度内の一括の事業でございます。その事業費として1,320万円を計上をさせていただきます。

あと、2つ目の視察の関係なんですが、山口議員のほうで60万という形で先ほど金額があったんですが、実質45万円でございます。この中身につきましては、環境で取り組んでいる同規模の市町村をちょっと探してみたんですが、関東にちょっと見当たらないので、岡山県の西栗倉村というところが大体人口が1,600人ぐらいなんです、実際、まちづくりを全体でやっているということなので、その辺を視察のほうで行きたいということで、視察と、あと旅費のほうで計上をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

○6番（山口英司君） 視察の費用については概略計算しちゃったものですから、すみません、

課長のおっしゃった金額に訂正したいと思います。

それで、脱炭素と一口に言っても、目に見えるものではありません。こういったものはやはり詳細な調査を行っていただきまして、5つのゼロ宣言、こういったものを成功に導いていただきたいというふうに考えております。

カーボンニュートラル、全世界的な潮流であります、SDGsと合わせ、ぜひともこういったもの、これからの私たちが生きていく場所、そういったものを安全・安心なものにしていただきたいと思います。村民の方にも丁寧な説明をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

1番、後藤議員。

○1番（後藤明宏君） 9ページの歳入、21款6項6目雑入、中学生海外派遣事業参加負担金261万円は何名分の負担金ですかということ。

また、関連して、歳出の25ページ、1款1項3目教育政策費、中学生海外派遣事業中止に伴い1,480万3,000円の減額補正となりますが、コロナ禍にて3回目の中止になります。この年の中学2年生の救済措置として、進学先の高校や専門学校の主催する海外研修などへの補助制度を設けましたが、この対象の生徒たちに希望と夢を与え、将来に役立てていただくために海外派遣救済基金として残すことはできないでしょうか。

○議長（林 昌枝君） 教育課長。

○教育課長（金井 等君） 私のほうからは、参加負担金の減額につきまして後藤明宏議員の質問にお答えいたします。

参加負担金の減額の人数でございますが、1人9万円掛ける現在の中学2年生29名分となっております。

よろしく願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 教育長。

○教育長（山口 廣君） 後藤明宏議員の海外派遣の基金のことにつきまして私のほうから答弁させていただきます。

海外派遣事業中止に伴う予算を海外派遣救済基金とすることについてですが、基金にする場合、目的や支出の内容や方法などをしっかりと示すことが大切です。基金の設立には検討の時間が必要で、今回の海外派遣の予算をすぐに基金にすることは少し難しいと考えています。

今後の中学校海外派遣ですが、先日、議会初日の後藤議員の大学生の海外派遣の補助についての一般質問で、まずは高等学校などでの利用状況を見ていきたいと考えていますとお答えしています。本年度は、今後のコロナの変化に伴う海外の受入れ状況の変化や高等学校などが海外への修学旅行などの実施予定を来年度の予定まで含め調査する予定です。その結果、高等学校などでの海外への修学旅行などの実施が少ない場合には、村教育委員会が企画する高校生の海外研修などを考えていかなければならないかなと考えています。

なお、来年度、中学生海外派遣が実施できる場合には、来年度の2年生と3年生を対象に実施していきたいと考えていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で後藤明宏議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） 1番、後藤議員。

○1番（後藤明宏君） 先ほど教育長の言われましたことですがけれども、初日の一般質問で、進学先での海外研修補助に大学生の海外留学まで拡大できないかとの問いに、教育長から検討はしていないとの答弁をいただきました。期間中、この1週間いろいろまた考えていただけたとは思いますがけれども、コロナ禍、海外派遣の機会を失った生徒に最大限、教育委員会として考えてやるべきだと思います。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 私のほうからは2点質問をさせていただきます。

最初に、13ページ、2款総務費、5目企画費の中で地域おこし協力隊活動事業、12節の地域おこし協力隊受入委託料として431万8,000円が上がっています。これは7節の隊員の謝礼247万5,000円、18節の隊員活動費補助金224万3,000円の減額と、両方減額になっていますが、それを合わせた金額なんでしょうか。

単純に計算をしまして、431万8,000円というのはおよそ36万円になります。こういった高額な事業を委託料として出しているのかなというちょっと疑問が残ったものですから、その辺の説明をお願いしたいと思います。減額を両方合わせますと471万8,000円になります。この差額の40万というのはどういうふうになったのか、それも併せて説明をお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 奈良議員のご質問にお答えをいたします。

村の中心づくりの関係で、地域おこしの協力隊事業ということで、ちょっと話が前後して

しまうんですが、まず金額の問題からちょっと話をさせていただければと思います。

40万の違いということなんですが、実際、12節の地域おこしの協力隊の受入委託料431万8,000円、そして7節の隊員の謝礼247万5,000円と18節の活動補助費ということで224万3,000円の減額でございます。両方足すと40万円合わないと。これにつきましては、隊員の活動補助金のほうを精査しまして、増額するのを抑えたという形で40万円の金額が違います。

その内容なんですが、12節の受入れの委託料ということで隊員の給料、そして車輛手当、そういった活動費等がその内訳でございます。活動費につきましては、会社のほうでその地域おこしを受入れてくれるということで、こちらのほうを委託のほうに変えております。給料については、会社のほうから払っていただくような形になるかと思えます。

また、活動費のほうにつきましては、実績に応じたもので支給をしたいと考えておりますので、活動したのに対して会社のほうに委託をして支払いをするような形になりますので、あくまでも実績に応じた部分を会社のほうから地域おこしの1名の方に支払いをするような形になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（林 昌枝君） 奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 今説明していただきましたけれども、民間といいますか、これ振興公社のほうにお願いするということですね。振興公社も一応、株式会社振興公社なので、民間とみなせば民間なんですが、民間にもそうやって委託料として出せるのか、その辺のところもお答えをお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 地域おこしの協力隊なんですが、基本的には3年活動するような形になっております。実際、村のほうで起業したりする方が個人的に入ってきたり、例えば村のほうから委嘱をしますので、実際の村のほうで個人からヒアリングをした際、例えばこういうことをしたい、例えばこういう企業で働きたいという方がいらっしゃれば、村が認めれば制度的なものについては問題ないかと思えます。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 奈良議員。

○8番（奈良哲男君） はい、よく分かりました。

大切な人材なので、その処遇といいますか、そういう人たちを守っていくためにも、やっぱり村がしっかり見ていただきたいと、そんなふうに思います。よろしく申し上げます。

もう1点なのですが、ページが23ページです。

7款商工費、12目の観光施設費というところで、12節に自然休養村管理センターの解体工事とあります。まず、647万9,000円の数字が上がっています。それと当初予算の中で2,772万円の当初予算が上がっています。この647万9,000円は当初予算の中にこれも入っているのでしょうか。まず、その辺のところちょっとお伺いします。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 奈良議員のご質問の自然休養村の管理センターの撤去事業ということで、補正で647万9,000円を計上させていただいております。4年度の当初で工事費なのですが2,272万円、こちらについては自然休養村の撤去ということで工事請負費で計上させていただいております。

当初なのですが、実際、自然休養村を壊すときに、執行部としてはプロポでやりたかったんですね。実際、プロポーザルのほうが金額も抑えられるかなという部分もあったので、そちらのほうで予算を計上させていただきました。その中で、国庫補助を使うということもあり、設計が必要ではないかということで、県の機関のほうに相談をちょっとさせていただきました。国庫補助を使う以上、設計書を作って、公平性を保つために入札等にかけてほうが良いということで、今回、追加ということで設計積算業務ということで647万9,000円を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（林 昌枝君） 奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 国庫補助が使われるということで設計が必要ということなのですが、解体業というのも、これ2016年の6月1日から業種にちゃんと入っています。解体業の中で何社かの見積り合わせみたいな形で見積りを取ってというような、そんな形でできれば、もっと安価にできるのかなという気がしました。

そういう形でお金が出るのが大変多いものですから、早く言うともったいない、事業に反対しているわけじゃ全くないんですが、もったいないなということがまず頭に浮かんできます。ですので、県の技術センターにお願いするとこれだけかかってしまうというような、何とかそれができないものかなというような。また、私もちょっと調べてみたんですが、解体業については果たして県技術センターでそれだけのノウハウを持っているのかなというのがちょっと心配されます。というのは、見積りを出すにしても、業者に聞いているというお話しも聞きました。そんなんで大丈夫かなというのが一番頭に浮かびます。その辺、どうなん

でしょう。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 私もちょっと語弊がある言い方をしてしまったんですが、国庫補助だからじゃなくても、公共事業なので、ある程度設計をしていかないと村の公平性がとれないという部分もありまして、技術センターさんに相談しに行ったのは事実です。ただ、当初プロポでやろうというのは、技術面とかそういうのが、多分、今回要らないんじゃないかという話になって、実際設計をして、その金額に基づいたもので業者に入札なりにかけたほうが良いという判断をさせていただきました。

その関係で、技術センターさん、県の機関でありますので信用も、建築の部分だとどうしても見積りを取るところも多分出てくると思うんですよね。分掛りがあったり、例えば、今回アスベストの関係も出てくるので、その調査費の関係についてもじっくり調査をしていったほうが、公で公共工事ですみますので、責任問題もありますので、それも含めて、今回については追加予算ということで計上させていただきました。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 説明がそういうことなんで、一応は分かりましたけれども、できるだけ予算は予算で安くできるような方法を考えていただければありがたいと、そんなふうに思います。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 21ページの農業振興費から、通告していないんですけれども、今取り組んでいる事業なんで、ちょっとお願いできればと思います。

この中に地域おこし協力活動事業で就農型とございます。その中で協力隊員の研修委託料、研修委託これしなけりゃいけないんだけど、どういったあれかなという内容的なもの、それと農業機械購入とあるんですけれども、これはどういうものを購入するのか。その2点と、その下に就農支援ということで、農的魅力度開発支援事業ということで、今回レジャーファーム収穫体験農園ということでやるわけなんですけれども、これを選定した理由、何かあると思うんです。それと、これからこういった事業をまた計画していくのか、その辺があればちょっと教えていただければと思います。

○議長（林 昌枝君） 農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 後藤肇議員のご質問についてお答えいたします。

まず、地域おこし協力隊活動事業でございますが、こちらの備品購入の関係10万円ということで計上しておりますが、こちら隊員が協働で農作業する機械の購入ということで説明をさせていただいておりますが、具体的なものというのが決まっています。

そして、就農支援・農的魅力開発支援事業におけますレジャーファームの造成工事の関係なんです、こちらにつきましては収穫体験農園ということでふれあいプラザ、コテージ近くの場所を選定しております。場所でございますが、コテージ西側100メートルほどの場所にある農地、田んぼ2筆を賃貸借契約によりお借りすることができ、面積合計としましては1,297平米となります。

先ほどの地域おこし協力隊の研修の内容についてでございますが、研修の内容につきましては、お1人5月から既に協力隊として就農されております湯浅さんという方がいらっしゃるんですが、この方が後藤明宏議員のところ有機の関係で既に研修しております。湯浅さんの関係につきましては、5月から3月までの11か月分掛ける5万円ということで予算を見ております。

また、そのほかに、これから入ってくる就農型支援の協力隊の方、今予定では、7月から3月ということで、こちらが9か月分掛ける5万円の2人分ということで予算のほうを見ております。

就農支援・農的魅力開発支援事業のほうになります、先ほど面積で1,297平米ということで申し上げました。こちら所有者の方は小林博子さん、亡くなりました小林千代三郎さんの娘さんのところの土地になります。現況は、遊休農地としてなっております、こちら予算可決後に畑として使える状態に造成工事を行い、7月末ぐらいまでには造成工事を終了させたいと考えております。

今後につきましては、以前、議会全員協議会のほうでもご報告させていただきましたが、レジャーファームとトライアルファーム、レジャーファームというのが都心から来ていただいたお客さんに収穫体験をしていただく農園の関係になります。そして、トライアルファームにつきましては地域おこし協力隊、就農型の協力隊になりますが、その方が実践して農業をできる場ということで、今後、候補地を見つけて整備をしていきたいと考えております。

以上となりますが、よろしく願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 最初のきっかけとしては、やはりこういった事業に力を入れていかなければいけないかなという感じは持ちますので、ぜひ今後も続けていただきながら、次のステップとして、きっかけはつくるけれども、それは実際として高山に住んでいただいて就農を始めていただくのが次の目的になるかと思います。その辺までの協力というか、農林課全体で進めていかなければ、経験はしたけれども、その後の先が見えないという形では、なかなか次のステップに進むことができないのかななんて感じもしますので、うまく今研修を進めていただいて、半年後1年後には自力でスタートする、それには住宅から全部いろいろな面を面倒見なければいけないかなと思いますけれども、その辺までを見込んだ形で、ぜひ協力して応援していただいて、1人でも増えればいいのかと感じますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

3番、林議員。

○3番（林 和一君） 23ページ、7款1項12目の観光施設費、先ほどの奈良議員の質問がありましたけれども、私のほうからも質問させていただきます。重なる部分があることをご容赦ください。

今回の補正で設計業務委託として全額一般財源を充てた647万9,000円の追加がされました。当初予算で2,772万円の解体工事費が計上されている国庫補助金として1,108万8,000円を見込んで、4割補助という事業で計画がされておりました。補正後の予算現額では3,419万9,000円となり、国庫補助率は32%になります。

私は、令和元年12月第4回定例会におきまして、施設の管理等について一般質問を行いました。当時、村長答弁で、自然休養村管理センターは耐震構造ではなく、人の流れは道の駅へ移り、当該センターは所期の目的を十二分に達成し、役目は済み、解体・撤去の方向で検討しているというものでありました。この中で跡地利用に関しての内容については特段触れておりませんでした。

今回のように、事業化するのに国庫補助金がつくからといって、かえって高額な投資を強いられる事案が少なくないと考えられます。設計委託する技術センターの職員が現場の施工監理をしてくれるという説明がありましたが、この事業を国庫補助対象事業として高額な投資をすることの意義を改めて説明ください。

もう1点、単独事業で対応して経費削減をしていくような考えはないのか、改めてお伺い

をしておきます。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

林議員のご質問にお答えをいたします。

自然休養村の管理センターの撤去事業、林議員が申されたとおり、今回補正のほうで追加予算で647万9,000円を追加をさせていただきました。その中で、いきさつにつきましては、先ほど林議員が申されたとおり、もう村のほうとしても撤去の方向で考えている。自然休養村管理センターにつきましては昭和54年3月に竣工しています。建物自体も老朽化しておりまして、43年が経過をしております。その中で、景観の観点からも施設の解体について検討をしてきました。場所的なものについては玄関口ということで、どうしても老朽化が進むと景観も悪くなるということで、撤去の方向で村のほうは進めております。

その関係で、国庫補助の事業ということで、今回解体工事費の10分の4、先ほど林議員が申されたとおり1,108万8,000円は国庫ということで、残りの6割の半分が特別交付税の財源となります。結局、一般財源を持ち込むと村の持出しが831万6,000円ということで、工事費の中の2,772万円のうち、村の持出しが831万6,000円で済むということになりますので、この事業はどうしても進めたかったというのが意図になります。

また、景観も悪くなりますので、その辺も考えて撤去で考えておりました。それも、林議員のおっしゃったとおり、そういう意義があったのかなというのを感じております。

あと、2点目なんですが、経費削減ということを考えていないのかなんですが、実際、経費削減は常に考えております。ただ、どうしても設計をしないで発注するのは厳しいということになります。実際、村単独事業として工事を発注する場合でも競争の原理を踏まえて公平性の観点から、入札やプロポーザルにより業者選定となります。実際、村単独事業ということなんですが、事業全体の事業費が村の持出しとなります。村で実際単独事業でやった場合については、その2,772万円が全部村の持出しとなってしまいます。

設計積算業務を追加することを今回補正のほうで計上させてもらいました。その中にアスベストの調査の費用もかかっているんですが、村の単独事業で実施するよりも国庫補助事業において実施することで、結果的に村の持出しが削減できるということで国庫補助を使って撤去事業を進めたいと思います。

経費削減の中で、厳しい中でうちのほうも予算のほうで執行をやっているんですが、その削減もしながら、今回ちょっと補正で上げてしまったんですが、その辺はちょっとご理解を

いただいて、村の持出しがない分確かに安価では上がるんですが、大きな金額ですので、今後、慎重に考えて、工事のほうについては進めていきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 3番、林議員。

○3番（林 和一君） 国庫補助事業ということであるがために、次々と経費が引き上がっていくというような事案が多く見受けられるというのが、私なんか実感を持っております。その点から今回質問したことでありますけれども、いずれにいたしましても私どもが願うのは、よく検討されて、さらに内容をよく熟慮してから事業化をしてほしいということでございます。実は、実はの追加、追加というのは、もうちょっとどういうものかなということに感じるところがあります。そういったところをよく考えてほしいというのが、私の考えるところでございます。

先ほど、設計を追加して村が得ることとすると、村の持出しである財源も特別交付税の対象になるというような話からすれば、全体的には丸々村単事業でやるよりかも有利だという結論ということですので、そこはそことしていいと思いますが、いずれにいたしましても重ねて申し上げるのは、よく再度検討してほしいというのが私の意見でございます。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 暫時休憩します。

11時から再開しますので、よろしく申し上げます。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 次に、議案第4号から議案第7号までの4議案について一括して質疑を行います。

なお、質疑の際には、会計名、ページ及び事業名称など質問箇所を明示してからお願いいたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

最初に、議案第3号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 令和4年度高山村介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 令和4年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 令和4年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第10、議案第8号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第8号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に3,459万4,000円を追加し、予算総額を30億4,820万2,000円とするものでございます。

本補正では、コロナ禍において原油価格や電気、ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた

生活者等の負担軽減を図ることを目的として、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金が拡充され、3,400万円の交付がされる見込みとなりました。本村では、この交付金を活用して村民1人当たり1万円を支給することにより、物価高騰による負担の軽減を図りたいと考えております。なお、5月末時点で住民基本台帳人口は3,367人となっております。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

○議長（林 昌枝君） 日程第11、委員会の閉会中継続調査（審査）申出書についてを議題とします。

お諮りします。申出書のとおり閉会中の継続調査（審査）とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり閉会中の継続調査（審査）とすることに決定しました。

◎議員派遣について

○議長（林 昌枝君） 日程第12、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については別紙議員派遣についてのとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（林 昌枝君） これで本定例会に付議された案件は全て終了しました。

会期7日間にわたり慎重審議、大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、令和4年第2回高山村議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時07分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員